

瀬戸市告示第36号



瀬戸市議会第2回臨時会を次のとおり招集する。

令和4年4月28日

瀬戸市長 伊藤保徳

1 日 時 令和4年5月10日 午前10時

2 場 所 瀬戸市議会議事堂

3 付議事件

- (1) 瀬戸市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
- (2) 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- (3) 瀬戸市職員の給与に関する条例等の一部改正について
- (4) 令和4年度瀬戸市一般会計補正予算（第2号）
- (5) 専決処分の承認について
瀬戸市市税条例等の一部を改正する条例
- (6) 専決処分の報告について

目 次

第 3 3 号議案	瀬戸市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び 期末手当に関する条例の一部改正について……………	1
第 3 4 号議案	特別職の職員の給与に関する条例の一部改正 について……………	3
第 3 5 号議案	瀬戸市職員の給与に関する条例等の一部改正 について……………	5
第 3 6 号議案	令和 4 年度瀬戸市一般会計補正予算（第 2 号）…	別冊
承認 第 1 号	専決処分の承認について……………	別冊
報告 第 4 号	瀬戸市市税条例等の一部を改正する条例 専決処分の報告について……………	別紙

4 年市長提出第 3 3 号議案

瀬戸市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

瀬戸市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 4 年 5 月 1 0 日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

瀬戸市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成 2 0 年瀬戸市条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第 5 条 <省略> 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在）において前項に規定する者が受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に 1 0 0 分の 4 5 を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額の合計額に <u>1 0 0 分の 1 6 2 . 5</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)から(4)まで <省略> 3 <省略>	(期末手当) 第 5 条 <省略> 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在）において前項に規定する者が受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に 1 0 0 分の 4 5 を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額の合計額に <u>1 0 0 分の 1 6 7 . 5</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)から(4)まで <省略> 3 <省略>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の瀬戸市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第5条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に議員として支給された期末手当の額に167.5分の10を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(委任)

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(理 由)

この案を提出するのは、令和3年8月10日付け人事院勧告の内容を考慮し、瀬戸市議会の議員の期末手当の支給割合を改定するに当たり、瀬戸市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例中所需の事項を改正するため必要があるからである。

4 年市長提出第 3 4 号議案

特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 4 年 5 月 1 0 日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例（昭和 3 6 年瀬戸市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第 4 条 <省略> 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡したものにあっては、退職し、又は死亡した日現在）における給料月額を基礎として一般職の職員の例により算出した額とする。ただし、瀬戸市職員の給与に関する条例（昭和 3 6 年瀬戸市条例第 4 号）第 2 0 条第 2 項中「 <u>1 0 0 分の 1 2 0</u> 」とあるのは「 <u>1 0 0 分の 1 6 2 . 5</u> 」とし、第 2 0 条第 5 項に規定する期末手当基礎額は、同項により算出された額に給料月額に 1 0 0 分の 2 5 を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。	(期末手当) 第 4 条 <省略> 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡したものにあっては、退職し、又は死亡した日現在）における給料月額を基礎として一般職の職員の例により算出した額とする。ただし、瀬戸市職員の給与に関する条例（昭和 3 6 年瀬戸市条例第 4 号）第 2 0 条第 2 項中「 <u>1 0 0 分の 1 2 7 . 5</u> 」とあるのは「 <u>1 0 0 分の 1 6 7 . 5</u> 」とし、第 2 0 条第 5 項に規定する期末手当基礎額は、同項により算出された額に給料月額に 1 0 0 分の 2 5 を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 令和4年6月の特別職の職員の期末手当の支給について、改正後の特別職の職員の給与に関する条例第4条第2項の規定の適用については、同項ただし書中「第20条第5項」とあるのは「瀬戸市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年瀬戸市条例第 号）附則第2項第1号中「127.5分の15」とあるのは「167.5分の10」とし、瀬戸市職員の給与に関する条例第20条第5項」とする。

(委任)

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(理由)

この案を提出するのは、令和3年8月10日付け人事院勧告の内容を考慮し、特別職の職員の期末手当の支給割合を改定するに当たり、特別職の職員の給与に関する条例中所要の事項を改正するため必要があるからである。

4 年市長提出第 3 5 号議案

瀬戸市職員の給与に関する条例等の一部改正について

瀬戸市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 4 年 5 月 1 0 日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(瀬戸市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 瀬戸市職員の給与に関する条例（昭和 3 6 年瀬戸市条例第 4 号）

の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第 2 0 条 <省略> 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>1 0 0 分</u> の <u>1 2 0</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月 以内の期間におけるその者の在職期間の次の各 号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合 を乗じて得た額とする。 (1)から(4)まで <省略> 3 再任用職員に対する前項の規定の適用につい ては、同項中「 <u>1 0 0 分の 1 2 0</u> 」とあるのは 「 <u>1 0 0 分の 6 7 . 5</u> 」とする。 4 から 6 まで <省略>	(期末手当) 第 2 0 条 <省略> 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>1 0 0 分</u> の <u>1 2 7 . 5</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次 の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める 割合を乗じて得た額とする。 (1)から(4)まで <省略> 3 再任用職員に対する前項の規定の適用につい ては、同項中「 <u>1 0 0 分の 1 2 7 . 5</u> 」とある のは「 <u>1 0 0 分の 7 2 . 5</u> 」とする。 4 から 6 まで <省略>

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第 2 条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 1 8 年瀬戸市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第6条 <省略></p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第12条の2第1項、第19条の2第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第12条の2第1項中「給料表」とあるのは「給料表及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成18年瀬戸市条例第4号)第5条第1項の給料表」と、給与条例第19条の2第1項中「管理職手当を受ける職員」とあるのは「管理職手当を受ける職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第5条第1項に規定する特定任期付職員」と、給与条例第20条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とする。</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第6条 <省略></p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第12条の2第1項、第19条の2第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第12条の2第1項中「給料表」とあるのは「給料表及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成18年瀬戸市条例第4号)第5条第1項の給料表」と、給与条例第19条の2第1項中「管理職手当を受ける職員」とあるのは「管理職手当を受ける職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第5条第1項に規定する特定任期付職員」と、給与条例第20条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の瀬戸市職員の給与に関する条例第20条第2項(同条第3項又は第2条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例第6条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第4項から第6項まで(瀬戸市職員の育児休業に係る給与等に関する条例(昭和51年瀬戸市条例第30号)第4条の2の規定により読み替えて適用する場合を含む。)若しくは第25条第1項から第3項まで若しくは第6

項又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年瀬戸市条例第26号）第5条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日（同日前1か月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる職員の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 再任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。）

以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

ア イに掲げる職員以外の職員 127.5分の15

イ 一般職の任期付職員の採用等に関する条例第5条第1項に規定する特定任期付職員 167.5分の10

(2) 再任用職員 72.5分の10

（委任）

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（理由）

この案を提出するのは、令和3年8月10日付け人事院勧告の内容を考慮し、瀬戸市職員の期末手当の支給割合を改定するに当たり、瀬戸市職員

の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例中
の事項を改正するため必要があるからである。